

平成19年2月20日
宮崎県農政水産部

日向市東郷町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域等の解除について

1 移動制限区域等の解除

日向市東郷町における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域については、2月21日午前0時に制限を解除することとする。

【報道機関へのお願い】

- 高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに靴底や車両からウイルスが拡散する懸念がありますので、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むよう改めてお願いします。
- 今後とも、本病に関する情報の提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農政水産部農政企画課
電話番号：0985-26-7123
担当者：小倉、井上